

介護欠勤取扱要綱の制定について（例規）

〔最終改正 令和5.3.20 例規務第9号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

この度、介護欠勤取扱要綱を下記のように定め、平成7年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

介護欠勤取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、職員が家族等の介護をするため勤務することが困難である場合において、やむを得ず欠勤（以下「介護欠勤」という。）するときの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 介護欠勤対象者の範囲

介護欠勤の対象者（以下「要介護者」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 父母、子、配偶者の父母、祖父母並びに兄弟姉妹等一親等及び二親等の親族
- (3) 配偶者の父母の配偶者
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第2条第1項第2号に規定する被扶養者又は同号の後期高齢者医療の被保険者等であつて、（1）から（3）までに掲げる者以外の者

3 要介護者の状況等

要介護者の状況は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり、日常生活を営むのに支障があり、職員の介護を必要とすることとする。

4 介護欠勤の期間及び単位

介護欠勤の期間及び単位は、次のとおりとする。

- (1) 介護欠勤の期間は、1暦年につき介護休暇の指定期間並びに週休日及び休日を含む180日の範囲内の期間とする。
- (2) 介護欠勤の単位は、1日、半日又は1時間を単位とする。
- (3) 1時間を単位とする介護欠勤は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護欠勤と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間にとるものとする。ただし、要介護者の介護を必要とする状態によりやむを得ないと認められる場合は、1日を通じ、4時間の範囲内の時間とする。

5 介護休暇及び介護時間との関係

- (1) 介護欠勤は、原則として介護休暇の6月の期間が満了した後、引き続き介護の必要がある場合に認めるものとする。
- (2) 2時間を超えない範囲内の時間で介護欠勤を取得する場合については、介護時間を先に取得するものとする。

6 手続

- (1) 職員が介護欠勤の承認を受けようとするときは、休暇・旅行等届出（申請）書（警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号）別記第1号様式の2）に介護欠勤承認請求書（別記様式第1）及び医師の診断書等を添えて、承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに所属長に提出しなければならない。
- (2) 前記6の（1）の書類の提出を受けた所属長は、前記2及び3に該当すると認められるときは、介護欠勤承認申請書（別記様式第2）に当該書類の写しを添えて本部長に申請しなければならない。
- (3) 介護欠勤の承認を受けた職員が職務に復帰しようとするときは、速やかに職務復帰届（別記様式第3）を所属長に提出するものとする。
- (4) 前記6の（3）の職務復帰届の提出を受けた所属長は、その写しを本部長に提出しなければならない。

7 給与

介護欠勤の間中は、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額するほか、昇給、手当の算定その他の給与上の取扱いについては、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6-2）の定めるところによるものとする。

8 介護欠勤期間中における特別休暇等の取扱い

介護欠勤期間中に、特別休暇等の事由が生じた場合は介護欠勤を取り消し、特別休暇を承認することができる。

9 勤務記録簿の取扱い

介護欠勤中の勤務記録簿の表示は、「介欠」とする。

10 専決

この通達に規定する本部長の事務については、警務部警務課長に専決させることができる。

（様式省略）